

広報かわにし

発行所 川西町役場 発行者 川西町 <町長 中村壮吉>
編集人 星名四郎 印刷所 白南風社 定価 1部5円

一人口の動き

1月1日現在

男	6,096人
女	6,472人
計	12,568人
世帯数	2,621世帯



◆一月の行事

- 一日 元日
- 四日 ご用始め
- 五日 税務会議
- 六日 消防出ぞめ式
- 七日 選管会議
- 十日 母子センター竣工式
- 十一日 選管会議
- 十一日 初議会
- 十二日 初議会
- 十三日 橋中特別教室竣工式
- 十五日 成人の日(小正月)
- 年賀はがきお年玉抽籤
- 十八日 消防幹部会議
- 十九日 農業委員会
- 二十日 大寒
- 二十日 岩瀬老人学級
- 二十日 千手婦人会レクリエーション大会

調理師試験があります

きたる二月六日(日曜日)新潟長岡、高田の三会場において、調理師試験が実施されます。この際資格をとりたいとお考えのかたは至急、衛生係までお申出ください。こまかな手続方法をお知らせします。

なお、受験準備教育を二月二日三日の二日間、十日町保健所で実施しますので、この方の受講希望のむきもあわせてお知らせください。

年賀状で

住所録更新

年賀状の差出人の住所とお手もとの住所録とを照らしあわせてみましょう。

町名地番の改正や転居で友人、知己の住所変更も多かったことです。よい機会なので住所録を更新しておきましょう。

福祉年金の受領証書

前もって書いておいて

福祉年金を受け取る時は、役場からお手もとに配ってある福祉年金受領証書の用紙に、前もって必要なことを書きこんでおいてください。そして、当日は郵便局の窓口にて、年金証書と受領証書をお

広報スポット

私製はがきの表面の色

私製はがきの表面の色彩は、いまままで白色か淡色と規定されていましたが、これが白色か、または官製の通常はがきの色より淡い色のものではなければならぬとなりました。

これは、「従来の「淡色」の表現について、その限界がはっきりしないために、利用者にとって、どの程度が淡色とされるのか、いろいろ問題を生じることもあったので、その基準をはっきりさせたものです。この改正で、郵便局の区分け作業に支障をきたすような色の私製はがきは使用できなくなりましたので、注意してください。

テレビから火災が

テレビの部品が不良だったのを知らずにいたため、過熱して、たまっていたほこりに火がついて火災をひきおこした例があります。お宅はだいじょうぶですか。

1 町議会報告 I 総額二億七千万円 三十九年度決算を認定

昭和四十年最後の定例町議会は、十二月二十三日に招集され、給与条例の改正、三十九年度決算認定、請願、意見書等合計十四件を会期一日のスピード審議で議決した。

給与条例は、職員給与を国家公務員に準じて九月一日にさかのぼって増額する改正で、一般職、教育長、特別職それぞれ別個の条例となっており、いずれも原案どおり可決された。

また三十九年度決算については一般会計と国保事業・国保施設(診療所)・農業共済の三つの特別会計を合計した額が、才入において二億五千九百三万円、才出において二億六千八百九十二万円、差引九百八十九万円の赤字となっている。これは主として診療所会計の赤字によるものであるが、このことについては決算の審査を行なった監査委員からも指摘されており、中村町長から「この赤字克服については、議会も総力をあげて協力してほしい。」という発言があり、結局決算はいずれも報告どおり認定された。

給与条例を改正

人事院勧告に基づく職員給与アップについては、すでに県下のトップを切った十一月定例会で九月から十二月までの増額分が予算措置されたのであるが、条例の改正は、国庫との関連もあって今回ばかりは提議されたもの。

一般職については、俸給表の改正とともに、期末手当の〇・一月分の増、通勤手当、宿日直手当の増、期末・勤勉手当の支給基準日の改正とこれらの実施に伴う経過措置等がおもな内容である。

教育長の給与については、現行四万一千八百二十円を四万六千二百円に、また特別職についてはそれぞれ四千円ずつ増額して、町長七万二千元、助役五万二千元、収

各職員の資料を使って分析し、その実態を明らかにした「財政事情」が別冊として提出された。

認定にあたっては、まず町長の総括説明に引きつづいて根拠収入役から財政事情の内容について説明が行なわれ、次いで内山監査委員から決算審査意見書について補足説明がなされたのち、質疑に

はいつた。質疑・討論を通じて審議の焦点となったのは、診療所の赤字問題、人件費、財産収入、その他であった。

各会計の決算額は次のとおり。
●一般会計
才入 二〇三六九八五六八円
才出 一九九七九〇六二二円
差引残額 三九〇七九四六六円

●国保事業会計
才入 三四四九八〇五五五円
才出 三七九六六五〇四四円
差引不足額 三四六八四四九円

●国保施設会計(診療所)
才入 二一八四九七三六六円
才出 三三八一五〇〇三三円
差引不足額 一一九六五二六七円

●農業共済会計
才入 七八〇七三三〇円
才出 六一七五二四八円
差引残額 一六三二〇六二円

意見書二件を議決

十一月定例会で継続審議となり所管の常任委員会に付託されていた次の二つの請願については、それぞれ委員から審査結果の報告があり、いずれも報告どおり採択された。

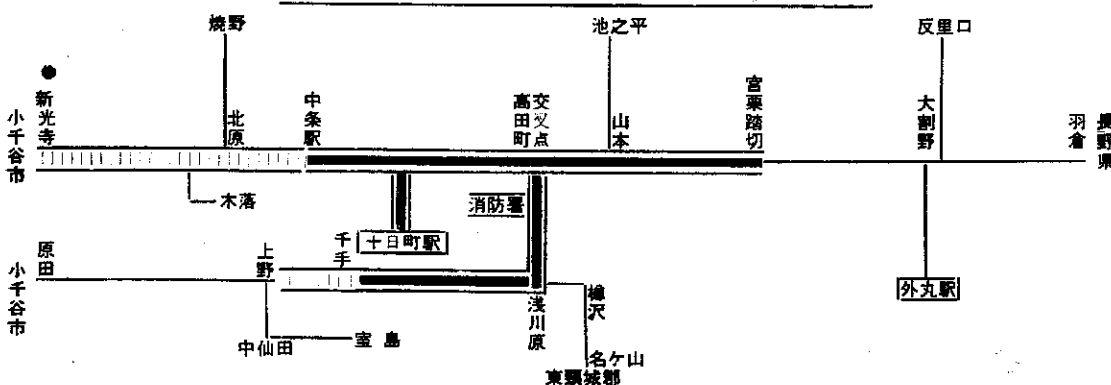
▽旧軍人等の恩給処遇に関する請願(土木厚生委員会付託)
▽教職員給与費等の国庫負担に関する請願(総文委員会付託)
以上の請願は、いずれも議会で

議決の上関係当局にその趣旨を要望してほしい、というものであったので、別に同趣旨の意見書をこの定例会に提案し、これを原案と

おり議決して、議長からそれぞれ関係行政庁へ送付された。

今冬の道路の除雪計画と御協力についてお願い

本年度除雪計画の主要道路圖



(解説)

- の道路については無雪道路として全期間自動車運行(二車線)を確保することを目標とする(第一種)
 - の道路については無雪道路として全期間自動車運行(一車線)を確保することを目標とする(第二種)
 - の道路については一車線の交通確保を原則とするが状況によっては一時または短期間の交通不能も止むを得ないものとする(第三種)
- その他の主要道路については降雪初期と降り止り後の除雪を主体とするが特に公立警察機関等の路線については指定外路線として計画するものである

ながい冬の期間雪に埋もれ、その間、自動車交通が途絶するという事は、当魚沼地方においては致命的なものとするあきらめの考えがありました。

しかし、近年著しい生活文化の向上、経済社会のめざましい進展にともなう、自然とたたかひ、これを克服して、冬期間の車両交通を確保することが時代のおおきな要請となってまいりましたことしも除雪協力を組織して図示のとおり計画に基づいて極力除雪を行い、一般および自動車交通の確保を期しますので、沿道各戸のご協力を願います。

なお、豪雪の場合には一種および二種線のみを除雪となることもありますのでご了承願います

川西町役場土木課

県下いっせい

「ねずみとり」運動の成果

昨年十一月一日から十二月十日までの間実施しました県下いっせい「ねずみ」駆除運動にあたり、全町あげてご協力を願った次のような成果をあげることができました。各町内の公衆衛生推進委員の方がたをはじめ、この運動にとりくんでくださったみなさんに厚くお礼申し上げます。

- 〇届けられた死その数
川西町全域 二八五〇匹
とった世帯 七八八世帯
- 〇個人別ベスト・セブン
霜条 金山良晃氏 三七匹
寺尾 福崎俱楽治氏 三五匹
沖立 数藤能治氏 三二匹
野口 滋野義雄氏 三二匹
室島 米山広松氏 三二匹

戸籍の窓から

うぶ声—御すこやかに

- 数藤由里子 一男長女 沖立
- 小林 裕美 力 長女 中央町
- 小林ひとみ 英男長女 中屋敷
- 田邊小百合 勝義長女 神社町
- 高橋 裕子 清 二女 寺尾
- 星名 隆昭 隆一長男 伊友
- 関口 裕二 俊雄二男 上野
- 高橋 皇枝 忠一長女 高倉
- 高橋恵美子 俊男長女 高倉
- 茂野 文男 文司長男 藤澤
- 茂野 輝彦 文司二男 藤澤
- 佐藤 立一 新一郎長男 中仙田
- 登坂 治美 進 長女 岩瀬

たかさご—御円満に

- 〇新婦 北村 米男 上町
- 〇新婦 平野 昭子 東善寺から
- 〇新婦 高橋 一男 東善寺
- 〇新婦 齋木 和子 北鏡坂から
- 〇新婦 蔵品 清 霜條
- 〇新婦 富井 正代 馬場から
- 〇新婦 北村 健二 東善寺
- 〇新婦 高橋 ミネ 十日町から
- 〇新婦 相崎 茂 沖立
- 〇新婦 岩香 純子 埼玉縣から
- 〇新婦 丸山 光夫 木島
- 〇新婦 平野ヤエ子 発電所通から
- 〇新婦 根津 英一 上野
- 〇新婦 五十嵐綾子 野 口から
- 〇新婦 渡邊日出夫 新町新田
- 〇新婦 星野久美子 野 口から
- 〇新婦 清水 益男 下平新田
- 〇新婦 桑野 ヤイ 仁 田から
- 〇新婦 藤田 辰夫 根 深
- 〇新婦 佐藤フサ子 千 葉から
- 〇新婦 村越 長一 野 口から
- 〇新婦 藤巻 チヨ 真人町から
- 〇新婦 高橋 康男 田 戸
- 〇新婦 古山恵美子 釜石市から
- 〇新婦 小川 西克 赤 谷
- 〇新婦 茂野 良子 藤 澤から

下平 田中福治氏 三〇匹

沖立 星名善二郎氏 三〇匹

なほ今回はじめてのことろみとして、ねずみ生息定点調査を実施し、戸部落の方がたから大変お骨折りました。また、その結果から推定して一世帯平均一〇匹位の生息が考えられ、いっせい駆除運動を実施した成果として約半数の駆除ができたものと推定されお喜びです。しかしまだ残りの半分がまた繁殖することを考えますとこれからの「ねずみ」駆除を徹底的にやるには、毎日毎日いっせい駆除運動のつもりで町内あげてとりくまねばならないことになっております。はたして私どもの根気が勝つか、ねずみの繁殖能力が勝つか、この勝負に興味をおもちになりますせんかしら。(衛生係)

ああ、年賀状

年のはじめ、二百枚余の年賀状をもらった。あの人も、この人もあわただしい年の暮れをギセイにして、わたくしを忘れないで祝ってくれたのだと思うとただ感謝だった。しかし、賀状を手にしたとき、うれしきとは別に、毎年、これだけのいかたという気もちが頭の中を駆けめぐる。人様は、賀状のやりとりをどう考えるだろうか。去年の暮れ、事務の整理や金のやりくりで四苦八苦のとき、年賀状を書くのに三晩かかった。たいへんな仕事だった。ある年にはアルバイトを頼んだこともあった。印刷したものを出したこともあったが、それでは心が通わないからと、ことしはあえていど手まめに

正月は気のゆるむ時



「一筆注意しておこう」

歳末に暖かい贈り物

「歳末をひかえて恵まれない人たちに楽しいお正月を」の呼びかけに対して次の方がたから多くの金品が共同募金川西分会に寄せられ、分会では、川西町社会福祉協議会に配分し町内の恵まれない家庭、施設、または病院などでお正月を迎える気の毒な方がたに贈りたいへん喜んでいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

- 川西町青年学級生 手芸部
- 柳 力子 高橋 ハナ
- 相崎 ヨキ 上村スミ子
- 喜多 ノブ 田中ミヨエ
- 清水 リイ 田中 圭子
- 星名八重子 齊藤 千イ
- 齊藤恵美子 榎間 ヒサ

社会教育

書いた、書きながら、毎年こうしなことをくりかえすいらだたしさや、どうすることもできなかった。また明けもしないのに、明けましておめでとうにもゆかず、当方も無事で新年を迎えましたが、お返し、かといって、あれこれ書いていけばいつ終わるかわからず、けっきょく、きまりきったわびしい賀状になってしまった。さしあげた人には、まことに申しわけのない話だが、ついでに、こんな賀状を書いたことをお許しください。わたくしでさえも苦しい思いをする。それが、つきあいの多い人や有名者だつたらどうだろうか。五十枚くらい用意しておかないと、礼を欠くことになってしまう。一年にいちど、たった一枚の

はがき、ある人は平素のごまされたわび、近況を報告しあう。ある人はおたがいの健康を祝し、一年の抱負を語りあう。そのことがおたがいの心をなごませ、人間関係をなめらかにしてくれる。先人の残してくれたこのすばらしいならわしが年賀状であるとしたら、その良さを十分に生かしながらも、現代の生活にふさわしいやりとりに変えていく必要がある。

同一局内の人は電話や有線であいさつをすませ、同じ町内に住む人や、職場の同僚や、ふだん顔を会わせる者同様に、おたがいの出さなことを申し合わせておたがいにしなはない。マイナスどころか、かえって親近感をますますたかめ、賀状書きの負担を軽減し、その分を正月気分にあつたようにしたい。

国民年金法改正案

大綱まとめ

明年度(昭和四十一年度)から国民年金法の大改正が予定されています。国民年金法第四條に基づき、年金給付の額、保険料の額は五年に一回の調整が加えられることになっており、新年度はその第一回目の調整が行なわれるわけであり、このほど改正の大綱が厚生省より発表されました。

- 一、拠出年金の年金額引き上げ
 - 老令年金||保険料を二十五年間納めた場合の年金額は改正六万円(月五千元)とする
 - 現行二万四千元(月二千円)
 - 四十年間保険料を納めた場合は改正九万六千元(月八千元)
 - 現行四万二千元(月三千五百円)
 - 障害年金||最低保障額を改正六万円(月五千元)とする
- 二、拠出年金等の支給範囲の拡大
 - 現行外部障害と内部障害のうち結核、精神障害に限られている
 - 福祉年金支給制限の緩和
 - 受給権者所得制限||受給権者が子等を扶養する場合、制限の限度額(二十二万円)に計算する額を子等一人につき改正六万円(現行四万円)にする
 - 配偶者所得制限||改正は扶養義務者の所得制限に吸収する
- 三、扶養義務者所得制限||標準世帯六人の制限の限度額を八十五万円(現行七十二万円)とする
- 夫婦受給制限||廃止する
- 現行は一人年三千元を控除する
- 保険料額の引き上げ
 - 母子・準母子年金||子を二人扶養の場合の最低保障額は改正六万円(月五千元)とする
 - 改正六万円(月五千元)
 - 現行二万四千元(月二千円)
 - 遺児年金||最低保障額は改正三万円(月二千五百円)
 - 現行一万二千元(月千円)
- 四、保険料額の引き上げ
 - 五才以下月二百円(現行百円)
 - 三十五才以上月二百五十円(現行百五十円)とし、以後更に段階的に引き上げる。(二年後に五十円程度引き上げが考えられているようである)
- 五、国庫負担の引き上げ
 - 保険料と同額を国庫負担する
 - 現行は保険料の半額を負担
- 六、その他
 - 高令者の任意加入||拠出年金発足当時五十才以上五十五才未満(明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日の間に生まれた人)で現在国民年金に加入していないもので、今後国民年金以外の年金を受ける見込みのないものについては、昭和四十一年四月一日から任意加入することを再び認める。
 - 現行は現在加入する資格がない
 - 国民年金事務組合の設置||被保険者の資格に関する届出、保険料の納付等の事務を行なわせるため、同種の事業または業務に従事する者で一定地域内に居住するものを組合員とする国民年金事務組合を設ける
 - 福祉年金額の引き上げ||現在検討中であるが、各福祉年金とも月三百円増額したい
 - 施行期日
 - 昭和四十二年一月一日より
 - 福祉年金支給制限の緩和については昭和四十一年五月分の年金から適用する。

現行は所得税非課税限度額を制限額とする

●扶養義務者所得制限||標準世帯六人の制限の限度額を八十五万円(現行七十二万円)とする

●夫婦受給制限||廃止する

●現行は一人年三千元を控除する

●保険料額の引き上げ

●母子・準母子年金||子を二人扶養の場合の最低保障額は改正六万円(月五千元)とする

●改正六万円(月五千元)

●現行二万四千元(月二千円)

●遺児年金||最低保障額は改正三万円(月二千五百円)

●現行一万二千元(月千円)

●五才以下月二百円(現行百円)

●三十五才以上月二百五十円(現行百五十円)とし、以後更に段階的に引き上げる。(二年後に五十円程度引き上げが考えられているようである)

●国庫負担の引き上げ

●保険料と同額を国庫負担する

●現行は保険料の半額を負担

●その他

●高令者の任意加入||拠出年金発足当時五十才以上五十五才未満(明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日の間に生まれた人)で現在国民年金に加入していないもので、今後国民年金以外の年金を受ける見込みのないものについては、昭和四十一年四月一日から任意加入することを再び認める。

●現行は現在加入する資格がない

●国民年金事務組合の設置||被保険者の資格に関する届出、保険料の納付等の事務を行なわせるため、同種の事業または業務に従事する者で一定地域内に居住するものを組合員とする国民年金事務組合を設ける

●福祉年金額の引き上げ||現在検討中であるが、各福祉年金とも月三百円増額したい

●施行期日

●昭和四十二年一月一日より

●福祉年金支給制限の緩和については昭和四十一年五月分の年金から適用する。

この運動では毎月第三日曜を「家庭の日」に決めています。この日が勤めなどの関係で都合の悪い家庭は、別に都合のよい日を選び、この家庭でも毎月一回は「家庭の日」を設けましょう。

●こんなふうにして

●家族みんなそろって食事をしましょう。

●夕食後はみんなで話しあひましょう。とくに子どもや年寄り

●みんなで協力して家のまわりや室内を掃除しましょう。

●この日は家族が楽しむ日にして、この日はいっしょに遊びましょう。

●出かせぎしている家族や、遠くに就職している者に、この日は便りを寄こしましょう。

●このほか家族の愛情を深め、理解しあうためにどうしたらいいか相談し、ひとつひとつ実行してください。

昭和40年度健康優良児名簿

12月24日新築された母子健康センター講堂において賞状並びに賞品が贈られた。

対象 自昭39 4 1 出生の乳児 至昭40 3 31

乳児氏名	父	母	続柄	備考	乳児氏名	父	母	続柄	備考
下田 原 久晶	久 義	三千子	長男	都1位	東 善 寺 悦子	一 二	ハルエ	長女	県入賞位
上 大 町 尚彦	哲 夫	フキ子	長男	都入賞	小 根 岸 智子	正 雄	ト ク	長女	都入賞
赤 高 橋 正人	秀 男	エミ子	長男	"	下 須 藤 真由美	博 英	ハルノ	長女	"
上 野 井 克己	勇	ヒ ロ	二男	"	藤 沢 久子	十三雄	ア サ	長女	"
東 善 寺 幸仁	源 二	シヤウ	長男	"	室 野 良子	作 一	ヨ リ	長女	"
上 野 名 利夫	多 一	信 子	長男	"	中 長 祥子	三 郎	春 代	長女	"
上 高 橋 秀幸	好 一	キヨエ	長男	"	上 清 野 あけみ	清 司	アイ子	二女	"
室 増 田 靖郎	寿 輝	美 美	長男	"	上 野 村 博子	増太郎	タ マ	長女	"
三 高 橋 一志	義 平	フ ミ	長男	"	赤 登 坂 広美	等	初 枝	二女	"
野 口 徹	正 治	勲	長男	"	赤 登 坂 多恵子	復 松	タ ツ	長女	"

毎月第3日曜日は

家庭の日

青少年を健全に育てるために



今日の「家庭の日」は十六日です

青少年の健全育成には、愛情と信頼にむすばれた家族関係がもっとも大切です。こうしたことをみんなが理解し実践するために「明るい家庭づくり運動」が全国的、全国的に行なわれています。川西町でもこの運動に呼応し、積極的に進めることにしました。各家庭では次のようなことに心がけてください。

- この運動では毎月第三日曜を「家庭の日」に決めています。この日が勤めなどの関係で都合の悪い家庭は、別に都合のよい日を選び、この家庭でも毎月一回は「家庭の日」を設けましょう。
- こんなふうにして
- 家族みんなそろって食事をしましょう。
- 夕食後はみんなで話しあひましょう。とくに子どもや年寄り
- みんなで協力して家のまわりや室内を掃除しましょう。
- この日は家族が楽しむ日にして、この日はいっしょに遊びましょう。

このほか家族の愛情を深め、理解しあうためにどうしたらいいか相談し、ひとつひとつ実行してください。

39年度 決算のあらまし

昭和三十九年度川西町決算の要領
地方自治法第二三三條第五項の規定に基づき昭和三十九年度の決算の要領を次の通り公表します。
昭和40年12月24日
川西町長 中村 壮吉

① 一般会計

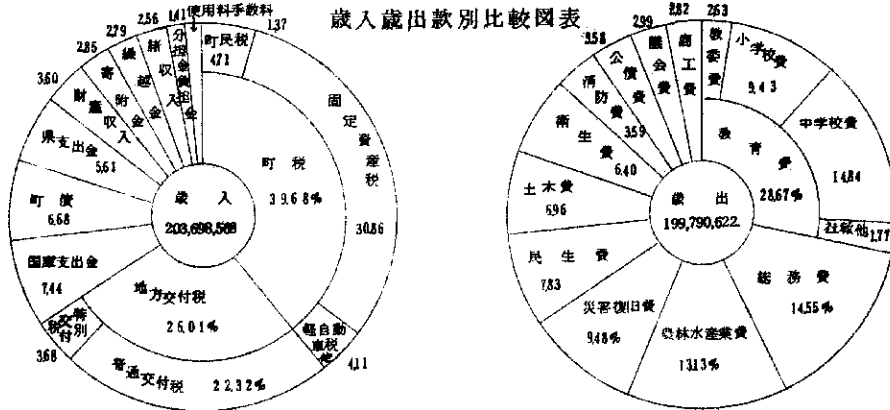
昭和三十九年度の一般会計は当初一億六千二百五十八万八千円であったが、その九回の補正により最終予算は二億六千三百一十四万四千円となった。これに対し決算額は二億六千三百一十四万四千円、才出二億六千九百九十九万九千九百九十九円、才入一億九千九百九十九万九千九百九十九円であるが、才入才出差引額三九〇八千円のうち基金等の繰入れがなく全額を昭和四十年度へ繰越した。実質収支三九〇八千円の黒字であるが、前年度の実質収支が五六九四千円の黒字であるので単年度の収支は、一七八六千円の赤字である。なおその内容の概況、町債及び財産等に関する図や表を次に示します。

② 国民健康保険 事業会計

当初予算は二九一〇千円の規模であったが、その四回の補正により三八七七七千円最終予算となった。これに対し決算額は才入三四四九八千円、才出三七六九七千円で才入才出不足額三六四九

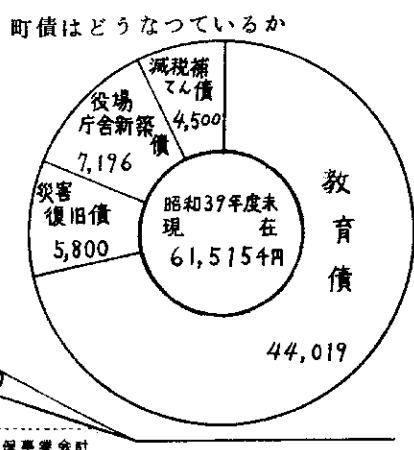
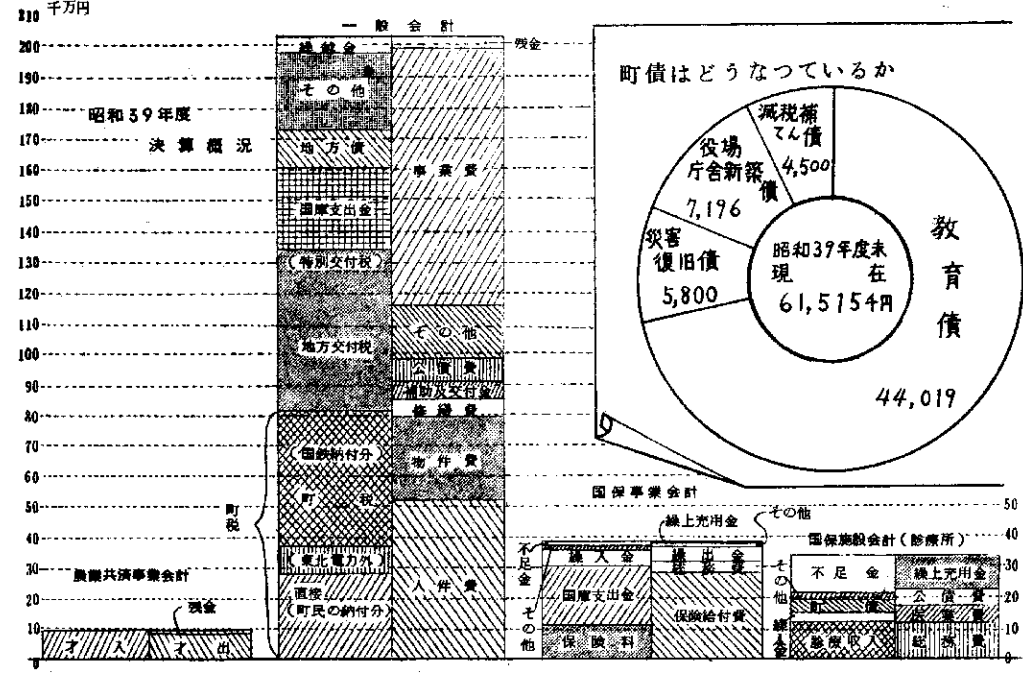
千円である、前年度の実質収支が不足金一八〇一千元であったので昭和三十九年度の単年度収支は、六六七千円の赤字である。
③ 国民健康保険
施設会計
千手及び橋南診療所会計では、当初一八九五二千円の予算規模であったが、前年度繰上充用の必要等三回にわたる補正の結果、最終予算は三億四億八千円である。これに対し決算額は才入二億八千五百千円、才出三億八千五百千円である。繰上充用の財源として再建整備に係る町債(借入金)を五百万円才入したに止まり結局、前年度の不足額とはほぼ同額の二、九六五千円の不足金を生じた。

歳入歳出款別比較図表



一般会計財政規模の推移

年度	歳入	歳出	差引
昭和32年度	62.7	37.3	99748873
33	53.2	46.8	10956.18
34	62.6	37.4	165926438
35	56.2	43.8	118703491
36	48.6	51.4	140264168
37	49.8	50.2	166173518
38	51.3	48.7	178978716
39	263.696,500	199,790,622	199790622



④ 農業共済 事業会計 ⑤ 一般会計と特別 会計との合計

当初予算七六二八千円に二回の補正により五六六千円を加え、最終予算規模は八一九四千円である。これに対する決算額は才入七八〇七千円、才出六二七五千円で実質収支一、六三二千円の増加である。以上四会計間の重複額八八二二千円を控除した統計規模は才入二五九〇三二千円、前年度より三三、一六九千円の増加、才出は二六八、九二五千円で前年度より三五、一五四千円の増加である。

② その他 (S40. 3. 31現在)

区分	附記	金額等
有価証券及出資による権利	新潟県信用組合出資外7件	2,941,000
債	権 育英資金貸付金	505,000
物	品 消防自動車ポンプ外(取得価額10万円以上)	94(台・機)

① 町有の土地や建物はどうか

区分	土地	建物			備考
		木造	非木造	計	
行政財産	4,049㎡	2,138㎡	683㎡	2,821㎡	役場外
公共用財産	97,800㎡	27,724㎡	5,857㎡	33,581㎡	学校、公民館等
普通財産	123,530㎡	—	—	—	山林、旧鉄道、敷地等
合計	225,379㎡	29,862㎡	6,540㎡	36,402㎡	
借地	37,841㎡	立木	242㎡		杉、赤松、から松、雑木(242×3.6=871石)

財産

御高札

また新しい年を迎えた。私たちの広報「かわにし」も、新しい姿で、何かしらすがすがしい気持をよびおこしてくれるようである。

むかしは、もちろん「広報」などという結構なものなどはひとつもなく、徳川家康が言ったと伝えられている「依らしむべし、知らしむべからず」というような、強い上からの圧力的方式ですべてが規制されていた。

十日町市落之水部落に残されている「五人組帳」によれば、五人組帳式冊を仕立て、御公儀様へ一札差しあげ、名主処ニ書冊を指し置き申し候いて、壹ヶ月月二一度宛御百姓が寄り合ひ、

前書の趣を披見いたし相守るべく申し候一と末尾に記載されている。

五人組帳というのは、村内で守るべき日常的な問題を多く書きつらねたもので、その規則を破つたものはもちろん同じ組に入れられたものまで罰せられてしまうというものであって、江戸時代の農民たちを抑える直接のきまりであった。たとえば、キリシタン宗(キリスト教)・盗賊・外来者の取締り・人身売買・はくち事・耕作の事など基本的なことから、火の用心・着物・食物・飲酒・大雪の際の道づくりまで詳細に定められている。

しかし、五人組帳は、お上より言いつけられた趣旨にしたがって作つたとはいいながら、一応は「大小の百姓が立ち合ひ、詮議いたし候処」とあるように、農民たちの意向も練りこまれた形が一部分附け加えられている。

これとちがって、各村々の辻などに立てられた「御高札」は、文句は簡単であったが絶対的な権威をもっていた。高札は、庄屋の家の前や、道の分かれ場所など村民の目につきやすいところに立てられ、しかも石積みの上とか樫をまわすとか、また雨覆いの屋根までつけられていた。その場所は、一御高札場と呼ばれて、汚したりすることは厳禁された。いまでも地名にまで残っているところがあるくらい村民のくらしに食いこんでいたようである。

仙田地区で発見された古文書の中に、次のようなものがあった。

仙田地区で発見された古文書の中に、次のようなものがあった。

続 資料でみる町の歴史

いまから百七十六年前のことである。

乍恐以書附奉願上候

一、越後国魚沼郡仙田村御高札場之儀は先年より五ヶ所二立て来り候処、五ヶ所之内田戸御高札之儀は年久しく相成り文字が消え失せ候いて、相分りかね候に付、御墨入れなしくだし置かれたく此段願ひ上げ奉り候。

御慈悲の御考弁を以て、願ひの通り御墨入れなしくだし置かれ候はば、重々ありがたき仕合せに存じ奉り候。以上

越後国魚沼郡仙田村
長百姓 重右衛門
組頭 治左衛門
寛政元年 百姓代 治右衛門

西六月 百姓代 孫左衛門
組頭 孫治郎
庄屋 藤右衛門
中野 御役所

(注) 中野御役所とは、信州中野にあった代官所で、当時仙田村一円はその支配下にあった。

また、仙田地内に五ヶ所立てたとあるが、田戸の外にはどこであったのか、地区の方から聞かせていたたきたいもの。

また、次のものは、明治維新が成つて布達されたもので、恐らく最後の御高札になったものであろうと思われる。

王政御一新二付いては速やかに天下御平定、万民ニ至り諸民其の所得る様御エイ慮も在らせられ候二付、此折柄に天下を浮揚する者これあり候などには相済ます候。

自然今日の形勢をうかがい、みだりに士民とも本國を脱走いたすなど堅く差留められ候。万一脱園の考えこれあり、不埒の所業いたし候節ハ、主宰の者の落度たるべく候。もつとも此の御時節二付、上下無く、皇國の御為またハ諸家の為筋など存じ込み建言いたし候者ハ、言路を開き公正の心を以て其の旨趣を究めさせ、願に依り太政官代へも申し出すべく仰せ出され候事

三月 太政官
(慶応四年)

町の声

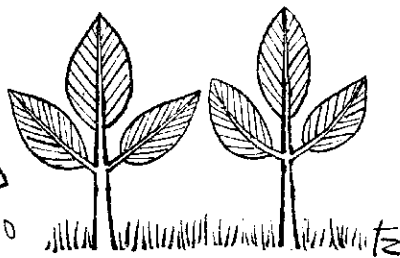
わたくしたちの部落は四十八戸、婦人会員も四十八名です。町のみなさんにじまんしてもよいと思ふことが三つあります。そのひとつは神社の清掃奉仕です。昭和二十六

年にはじめてさうですから、ことしでもう十五年も続いています。毎月一口と十五日の二回、会員が輪番制で雑布かけ、お花を生け神社清掃日誌に記入して次の組に申し送ります。

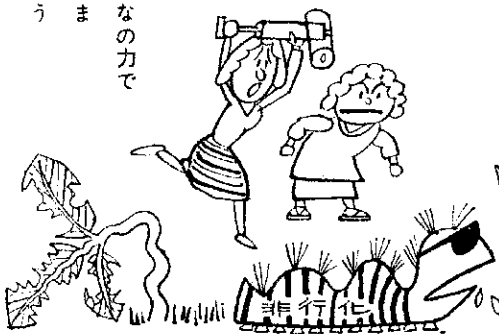
去る十二月一日付で全国いっせいに民生委員の改選が行われ、本町でも二十三名の方が改選されこれから三年間社会福祉のよき相談相手としてお骨おりを願うことになりました。よろしくご協力を願ひいたします。

ねらわれる若い芽

非行化の年齢次第に低くなつてきています。



みんなの力で防ぎましょう



小海大成ほか二十名の方は再選され次の方が新任されました。

担当地区室島 高野寅五郎
担当地区小田倉 田中林平
次に永年民生委員として活躍されました、川崎豊吉(室島)江口義一(小田倉)の二氏は十一月三十日をもって退任されることになりました。永い間ご尽力いただいた功績はまことに大きなものがあり、そのご労苦を謝し今後とも何分のご指導を願うしだいです。

かわし俳壇



太田白南風選

寺尾 高橋 童子
声高の一とかたまりや初参りとびうつる庭木へ雀初日影
湯気こもり風呂場の七五三のやや小さし 木島 数藤ひきは雪がこいすみたる庭の落葉掃く
中屋敷 南義 良子
手袋を片手脱ぎして店先に
小白倉 田中 翠歌
サボテンの鉢切に置き冬ごもり
小白倉 田中 早月
軒に干す粟の一連や寒雀
小白倉 江口 凡石
御手洗の柄杓の木の香初詣
岩瀬 金子 湖月
輪かざりを耕耘機にもバイクにも